

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和9年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額= (A) × (B) - (C) × 102.1%
1,950,000円以下	5 %	—	(A) × 5 % × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円 × 102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円 × 102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円 × 102.1%
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円 × 102.1%
18,000,000円 〃 40,000,000円 〃	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円 × 102.1%
40,000,000円 〃	45%	4,796,000円	(A) × 45% - 4,796,000円 × 102.1%

（注）求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、以下の別表（別表第一～別表第四）を用いて源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額、別表第二に定める配偶者（特別）控除の額又は扶養控除の額若しくは特定親族特別控除の額及び別表第三により求めた基礎控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第四に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法(令和8年4月30日財務省告示第128号)(令和9年分)〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	169,444	57,500円
169,445	299,999	(A) × 30 % + 6,667円
300,000	549,999	(A) × 20 % + 36,667円
550,000	708,330	(A) × 10 % + 91,667円
708,331	—	162,500円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配 偶 者（ 特 別 ） 控 除 の 額	31,667円
扶養控除の額又は特定親族特別控除の額	31,667円 × 源泉控除対象親族の数

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		基 礎 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	2,120,833	51,667円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834	—	0円

別表第四

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	(B) × 5.105 %
162,501	275,000	(B) × 10.210 % - 8,296円
275,001	579,166	(B) × 20.420 % - 36,374円
579,167	750,000	(B) × 23.483 % - 54,113円
750,001	1,500,000	(B) × 33.693 % - 130,688円
1,500,001	3,333,333	(B) × 40.840 % - 237,893円
3,333,334	—	(B) × 45.945 % - 408,061円

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。